

東村山市指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託実施マニュアル

(目的)

第1条 このマニュアルは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条に規定する指定介護予防支援事業者が実施する指定介護予防支援及び法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターが実施する法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の業務（以下「予防支援業務等」という。）の一部の委託に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委託の要件)

第2条 予防支援業務等は法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者であって次の各号を満たすものに委託し実施することができる。

- (1) 中立性・公平性が担保され、受託する介護予防ケアマネジメント業務を円滑に遂行できる能力があること。
- (2) 都道府県が実施する介護予防支援に関する研修又はそれに準ずる研修を修了した介護支援専門員が所属していること。

(委託の承認)

第3条 予防支援業務等の委託を受けようとする指定居宅介護支援事業者は、東村山市予防支援業務等受託申出書を事業者が所在する圏域を担当する地域包括支援センター（市外に所在する指定居宅介護支援事業者にあっては、市内いずれか1カ所の地域包括支援センターに提出するものとする。以下「圏域担当センター」という。）に提出しなければならない。

- 2 圏域担当センターは前項の申請があったときは、前条に掲げる要件を確認した上で、東村山市予防支援業務等委託届出書を市に提出しなければならない。
- 3 市は前項の申請があったときは、その内容を審査の上、東村山市予防支援業務等委託承認・不承認通知書を圏域担当センターに提出する。

- 4 市は前項の承認に条件を付けることができる。
- 5 市は前2項にて承認した指定居宅介護支援事業者（以下「承認事業者」という。）を公表することができる。

（変更時の届出）

第4条 承認事業者は次の各号に係る変更があったときは、速やかに圏域担当センターに、変更の事実に係る挙証資料を添え申出なければならない。

- （1） 所在地
- （2） 名称
- （3） 事業者番号

- 2 前項の申出を受けた圏域担当センターは、東村山市予防支援業務等委託内容変更・廃止届出書を市へ提出しなければならない。

（委託の廃止）

第5条 予防支援業務等の受託の廃止を希望する承認事業者は、圏域担当センターに東村山市予防支援業務等受託廃止申出書にて申出なければならない。

- 2 前項の申出を受けた圏域担当センターは、東村山市予防支援業務等委託内容変更・廃止届出書を市に提出しなければならない。

（承認の解除）

第6条 市は、承認事業者が次の各号の一に該当するときは、予防支援業務等の委託の承認を解除することができる。

- （1） 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- （2） 圏域担当センターが東村山市予防支援業務等委託内容変更・廃止届出書にて委託の取り止めを届出たとき

- 2 市は委託の承認を解除した承認事業者を公表することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、予防支援業務等委託実施に関し必要な

事項は別に定める

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

この要領の施行の際、現に指定介護予防支援業務の一部委託に関する承認を受けている指定居宅介護支援事業者については、第1号介護予防支援事業業務の一部委託に関する承認を受けたものとする